賃貸住宅融資を公社の保証がサポートします

家族にあんしん保証

予期せぬ空室や万が一の災害などで収入が大きく減ったり、途絶えたら、、、

ご家族の生活はどうなるでしょうか?





賃貸住宅からの収入が減ってローンの返済が困難になり、物件処分でまかないきれない場合、

融資の返済に他の資産を充てなければならなくなることがあります。





こんな時、定期的に必要な修繕を行っていれば、 物件処分後の残債は公社が負担します。 その他の預金や自宅などご家族のための

他の資産を守れるので、ご家族にも安心。



水道橋受付センター: 03-5805-2521 名古屋支社: 052-218-5601 事業推進第2部: 03-5805-2607 大阪支社: 06-6266-9950

札幌支社: 011-221-6717 広島支社: 082-511-1151 仙台支社: 022-266-2941 福岡支社: 092-712-4401









埼玉支社: 048-782-8400

住宅改良開発公社責任限定型保証(呼称:家族にあんしん保証) 商品名 責任限定型保証(以下「家族にあんしん保証」といいます。)とは、お客様においてローンの返済が困難になった場合 に当公社が保証履行することで発生した求償権(※)の範囲を、担保権が設定されている土地建物及びそれに付随するもの (賃料債権や損害保険金など)に限定する特約を通常の保証委託契約に付帯するものです。 この特約によりお客様がローンの返済が困難となった場合でも、担保物件売却後の求償権の残債については原則として 概要 弁済責任を負わず、自宅などの他の保有資産を守ることができます。また、万が一、災害などにより賃貸住宅としての使 用が困難になった場合でも、求償権の範囲が担保物件(損害保険金等を含む)からの回収に限定されます。 (※)求償権とは、公社がお客様に代わり住宅金融支援機構に残元金の返済を行った後、公社がお客様に対して請求 する権利のことです。 主なご利用条件は次のとおりとなります。 ① 個人申込みであり、原則として建設敷地を既に所有していること (3親等以内の親族間の借地は可) ご利用条件 ② 原則として申込時に、適切と認められる長期修繕計画書等の提出を行い、当該計画内容に基づく修繕工事の 実施等を誓約できること ③ その他当公社が定める審査基準等を満たすこと 対象の融資 住宅金融支援機構の「子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資」又は「まちづくり融資(長期建設資金)」 表面の「お問い合わせ窓口」にお問い合わせください。(案件毎の保証可能額の他、既存の家族にあんしん保証 保証金額 の保証金額と新規の申込金額の合計による上限額があります。) 保証料は、建設地、保証期間等に応じた下表の保証料率に融資額を乗じた金額(通常の保証料と同一)となります。 保証期間 20年超 25年超 20年以下 30年超 保証料方式 25年以下 30年以下 2.00% 2.28% 2.50% 返戻なし 1.70% 建設地が東京都、千葉県、 保証料 埼玉県、神奈川県の場合 返戻あり 1.98% 2.32% 2.65% 2.90% 2.10% 2.50% 2.90% 3.20% 返戻なし 建設地が上記以外の 道府県の場合 返戻あり 2.44% 2.90% 3.36% 3.70% 家族にあんしん保証において責任財産の限定が不適用となる主な事由は、次のとおりとなります。 ① 故意若しくは重過失または詐欺的な行為が生じた場合 ② 反社会的勢力に属さないことの確約等が、真実でない又は正確でない場合 ③ 家族にあんしん保証に関する特約書で定めている禁止事項に違反した場合 ④ 保証委託約款に基づく報告義務及び調査協力義務を怠った場合 ⑤ 家族にあんしん保証に関する特約書で定めている表明保証事項のいずれかが真実でなかった場合 責任財産の ⑥ 火災等により建物の使用が困難となった場合において、損害保険金による修繕等の適切な対応が取られず、 限定の 求償権の回収に影響が生じるおそれがあるとき 不適用事由 (7) お客様が破産手続、民事再生手続開始の申し立て又は私的な債務整理手続開始の申し出を行った場合(但し、 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づく債務整理」の申し出を除く) (8) お客様と当公社との間の他の契約に基づいて、当公社が責任財産以外の財産に対し強制執行を行うことがで きる事項が発生した場合 ⑨ 長期修繕計画に基づく必要な修繕を行わない場合または修繕履歴簿等を提出しない場合 お申込時 竣工後一定期間経過後 ① 長期修繕計画書の ③ 修繕の実施状況を 長期修繕計画書に 策定及び提出 回答 お客様 基づき必要な修繕 (保証委託者様) 長期修繕計画書 回答(書面) を実施 長期修繕 計画の策定 及び実施等 照会(書面) 〇 (注) 住宅改良 策定内容が不十分な場合 ② 長期修繕計画書に基づき 開発公社 には、修繕計画の修正を 必要な修繕を行っている

お願いすることがあります。

(注) 必要な修繕工事を実施していない場合は、責任財産の限定が不適用となることがあります。

かを書面で照会